時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢●遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行二十四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

教育衰退の時機

維新以來我國公私の事業中にて進步の著しきものを擧ぐれば教育の如きも其中に數へざるを得ず教育の進步は國の爲めに祝す可しと雖も其進步を致したる所以の事情と後來の成行如何とを考ふるときは我輩は竊に杞憂の情に堪へざるものなり抑も政府が明治の初年に學制を頒布して教育獎勵の端を開きしより以來その方針には時々の變化ありしにも拘はらず常に干涉の主義を執りて人を强ひたる其結果は果して事實の上に現はれ寒村僻落の隅々に至るまでも學問の普及を致して所謂奎運隆盛の兆を現はしたるは正に今日の有樣にして外觀の體裁甚だ美なりと雖も扨實際の成行如何を見るときは寧ろ意外の結果を得たるものゝ如し近來各地方の情況を聞くに最初は政府より勸誘の次第もあり何れも教育の熱に乘じて學校の建築、教師の招聘等に公私の金を吝まずして地方學事の隆盛を謀りたる其上に小學中學の教育のみにては尙ほ不足なりとして遙々その子弟を東京の官立學校に入學せしめたるものも少なからざる程の次第なりしが今日と爲りて見れば學校の課程だけは立派に卒業して目的を達したるが如くなれどもその卒業後の始末は如何と云ふに唯高尙の學術智識を修め得たるのみにして其學術智識を應用して身を立つるの道とてはなく恰も學問を懷にして目前の衣食に窮するの有樣なるより當人は申す迄もなく父兄のものに至るまでも殆んど當惑して目下の方向に苦しみ其苦痛は發して不平の聲に變ずるもの多しと云ふ元來政府の筋より一般の教育に干涉して之を獎勵するは諸外國にも行はるゝ事例にして敢て怪しむに足らず我國の如き百事草創の時代に於ては殊に其必要を見るが故に政府が此點に力を用ひたるは寧ろ稱贊す可きのみならず或は必要の場合には西洋文明國の例に倣ひ自由教育の制を定めて全國の子弟を無報酬にて敎ゆるなども可ならんなれども是れは唯初等教育の場合に於てと云ふ可きのみ其以上は自から方法を異にせざるを得ず蓋し初等教育の目的は讀書筭筆等苟も人間たるものゝ是非とも備へざる可らざる智識を授くるものなるが故に父兄の力足らざるときは之が爲めに公共の金を費すも國民全體の義務に免かれざる所なれども夫れより以上の教育(最上等の教育は姑く別として)に至りては則ち銘々の衣食を得るが爲めの方便にあそれば政府の筋より干涉して特に保護を與ふるの必要ある可らず如何となれば人民が衣食を得るの方便は單に教育のみならず年季奉公なり又は職工の見習なり其目的は何れも身に覺えたる藝能智見を以て生計を得んとする者なるに特に其類の一種なる教育に限りて保護するの理由あらざればなり然りと雖も其保護の可否論は姑く別問題として假りに一步を讓り今の教育制度の目的は公共の金を費して人民の私を利し其立身を助けて衣食を得せしむるが爲めのものなりとするも果して能く其目的を達したるや否や是亦甚だ疑ふ可し現行の教育組織を見るに次第に學科を高尙にして次第に佳境に入るの勢なれども其佳境に入りたる學問が人事の實際に於て如何なる實用を爲すやの一段に至りては殆んど之を問ふものなきが如し殊に近來は國家教育などとて私立の學校を擯斥して官公立學校の繁昌を謀り校費に心配なくして徒に其外面を裝ふが如き學校の組織に於て既に經濟の趣意に戾りて人事に迂濶なるものなりと云はざるを得ず居は志を移すの古言果して眞ならば此種の學校に教育を受けて卒業したる青年輩が高尙なる智識を懷きながら人事を知らずして立身の方向に迷ふも決して偶然にあらず其一身の不幸は姑く擱き元來人を敎ゆるは兵を養ふと同樣にして養ふて用ふる所なければ激して無事に安んずるを得ず精神の教育進步して肉體の衣食あれに伴ふを得ざるは正に今日の世態にして社會上に政治上に其影響する所甚だ妙ならず畢竟その原因を求むれば政府が辛苦して高尙無形の學理を獎勵したるが爲めにして教育の目的全く組齬したるものと云ふ可し若しも今にして早く是等の宿弊を矯むるの處置なきに於ては假令ひ變亂に至らざるも全國の人心は未だ學問の利益を見ずして早く既に其害毒を知り次第に之を厭ふて遂には教育衰退の時機到來するやも知る可らず聊か當局者の注意を祈る所なり

官報

朕遞信省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年四月十五日

内閣總理大臣伯爵松方正義
遞信大臣伯爵後藤象二郎

勅令第三十七號

遞信省官制中左ノ通改正ス

第十條　遞信省ニ專任遞信事務官五人ヲ置ク奏任トス
遞信事務官ハ大臣官房郵務局管船局及電務局ニ屬シテ各其事務ヲ分掌ス

勅令第三十七號

參照勅令第九十五號遞信省官制(明治二十四年七月二十七日官報)抄

第十條　遞信省ニ遞信事務官五人ヲ置ク奏任トス大臣官房郵務局及電務局ニ屬シ各其事務ヲ分掌ス

○司法省告示第十六號

名古屋地方裁判所管內名古屋區裁判所枇杷嶋出張所新築廳舍落成ニ付本月二十一日ヨリ同所ニ於テ事務取扱フ

明治二十五年四月十六日　司法大臣子爵田中不二麿

○司法省告示第十七號

橫濱地方裁判所管內小田原區裁判所厚木出張所出張裁判ノ儀當一期(自一月至四月)ニ限リ開廷セス

明治二十五年四月十六日　司法大臣子爵田中不二麿

雜報

○南太平洋ニユーカレドニヤ濠洲旅行記(十二)

三本武重稿

濠洲に於ける支那人

凡そ支那人の如く世人の爲に嫌忌排斥せらるゝ人種は稀なりと云ふべし彼等は世界中到る處にて凌辱を蒙り現に北米合衆國の如きは支那人移住禁止條例を發布して其續々渡航し來るを禁止し濠洲殖民地に於ても支那人排斥の議論喧しく千八百八十八年國會にて支那人移住制限に關する議案を可決し直に電報を以て本國政府の許可を請ひたれども本國政府に於ても聊か思慮する所ありと見え之を許可するの返信遲延せしかば爲に濠洲人民の心を動かしたる程なるが遂に濠洲人民の注文通り支那人移住制限の條例を公布して新に渡來する支那人に一百磅(凡そ六百五十圓)の人頭稅を課し又支那人を搭載して入港したる船舶は登簿噸數三百噸に付支那人一名の割合を越ゆるあらば一人に付五百磅(三千二百餘圓)の罰金を船主に課する筈にて去る者は問はず來る者は成る可くこれを拒まんとするの方針を取りたれば之が爲に支那人の陸續渡來するを制限するに足るならんなれ共全く之を禁止する能はず該條例發布後幾多の支那人は一百磅の人頭稅を拂ふて移住したるのみならず日本郵船會社の汽船廣嶋丸にも四名の支那人乘組み居りて內二名はシドニー府に上陸し他の二名はシドニーより他船に乘り替へメルボルン府に赴きたり是等の支那人は香港にて廣嶋丸に搭じ神戶、長崎、ニユーカレドニヤ嶋を經て入港したるものあり元來支那人が忌み嫌はるゝ所以は他にあらず彼等が白色の勞働人よりも一層低き賃金に甘んじ艱苦を厭はず勞働して漸次白色勞働人の業を奪ふの傾向を生じ儲け得たる金は成る可く他國にて消費せず其日常品の如きも自國製の物品を使用し歸國の曉には巨額の金を攜帶するのみならず商業に從事する支那人の如きは其掛引頗る巧にして侮り難き所あれば白色人種が支那人を忌み嫌ふは其頑固にして共に交り難きを排斥するに非ず內實を云へば一種の强敵として畏るゝに外ならざる可し實に彼等は濠洲人民の爲に排斥せらるゝあと一方ならず試にシドニー、ニユーカツスル邊の兒童に向て汝は支那人を好むや否と問へば否と答へざるは無し兒童さへ尙ほ然り彼等の忌み嫌はるゝ深しと云ふべし然りと雖ども如何ほど凌辱嫌忌せらるゝも毫も意に介せず一たび目的の土地に着すれば如何なる賤業をも厭はず他日の大成を期して只管業務に勉勵し敢て怠らざるは支那人の本色にして其一種の勇氣忍耐力に富むの一點は到底他人種の企て及ばざる所ならん抑も支那人が濠洲に移住し始めたるは幾十年前の事にして千八百八十九年の統計に據れば濠洲殖民地に於ける支那人の數は凡そ五萬人の多きに達し金礦地方及びクヰーンスランド州に移住する者最も多くヴイクトリヤ州に一萬二千餘、ニユー　サウス　ウエールス州に一萬六千八百餘、クヰーンスランド州に八千二百餘、其他新西蘭に四千七百餘、南濠太利州に六千八百餘、西濠太利に百二十餘、タスマニヤに一千なりとす右の內シドニー市內に住して商業に從事する者少からず昨年の統計を見るにシドニー市中支那人の住家は百八十三戶にして雜貨類を販賣するもあり或は西洋小間物類を商ふもあり又中には數十萬の資産を積んで其信用も淺からざる商店あり斯る有樣なるが故に支那人は濠洲人民の爲に嫌惡せらるゝにも拘はらず白色の婦人を娶りて妻となし愉快に日を暮すもあり或はヨーロツパ街頭辮髮の黃色人が腕を組みあがら足を上げて白色の大男に靴を磨かしむるもあり金の勢力も
洲其他に於て支那人が
從事し敢て後れを取ら
國人が豆大の小天地に
着目する者の少なきを
那人の眼より見れば世
利の土地と云へば如何
ざる無く瘴烟癘霧の如
なり其出稼の目的を問
等が爪哇嶋其他に跋扈
洲在留日本人の模樣を

○英國石炭礦夫同盟罷
夫が同盟して業を休み
るもの少なからず客月
夫同盟罷業の勢は頗る
加しリンコルンシャー
みたれば數多の鐵工廠
からずして休業するに
ンヘム、マンチエスタ
據れば既に石炭の欠乏
一、二週間も同盟罷業
止すべし斯る有樣にて
自然の勢あるが故一私
ん昨日ヨークシャー、
北ウエールス地方の同
の打合をなしたり同盟
業しても差支なき程の
ツフォルドシャーにて
たるに付製造所の困却
の職人は業を失ふなる
盟罷業中なる礦夫は三
て業を失ひたる諸製造
せり東北鐵道會社にて
を減じクリューに於て
解雇し他の鐵道會社も
となれり然かのみなら
に及び近海航行の汽船
は特に不便を感じ二三
よりは寧ろ暫く碇泊し
と決定したる程なりと

○帝國軍艦比叡の航路
霽を發して南洋萬里の
マリアナ群嶋の最南に
て暴風の難に遭ひ同嶋
し夫より獨逸領ビスマ
テン嶋に到りて石炭を
の首府ブリスベンに碇
方に驗航しニュー・ギ
に入り三週間滯泊の後
ンに向け航行中明治廿
にも數日碇泊の上、佛
メヤに着したりしは本
民六百人が同嶋のチャ
後なりしもチョーセン
軍艦乘組の人々は日本
スメヤよりニュー・ギ
獨逸領なるウイルヘ